

バックエンド問題の社会的安全性 からみた社会的合意の必要条件

黒川哲志（早稲田大学）

Dr. Satoshi KUROKAWA

問題の所在

- 「バックエンド問題の社会的合意はなぜ難しいのか」を社会的受容性アプローチを用いて分析することの落とし穴
 - 国全体での社会的合意と受入れ地域での社会的合意を峻別する必要性
- 地域的受容に着目すると
 - 地域Xで地層処分施設の受入れについて地域的な合意が形成され、受入れの意思表示がされれば、最終処分法の下では、他の地域の人々による社会的合意は不要ではないか。
- 潜在的受入れ地域の合意形成における考慮事項
 - 近い将来にもたらされる経済的利益
 - 汚染リスクを引き受ける数千年後の将来世代の利益
- 立地地域住民が将来世代の利益を援用する資格

最終処分法による制度的決定

- 最終処分法がHLWの地層処分を決定している。
 - 法律制定過程で地層処分をするという国民合意が形成され、それが法制度化された(地層処分が正統性を獲得)。
 - 少なくない人々が地層処分に反対の意思を有していても、法律改正によらなければ、合意形成がなされたというフィクションは揺らがない。

地層処分リスク引受けは将来世代住民

- 地層処分リスク
 - 数万年にも及ぶ地層処分の時間は、不確実性に満ちたものであり、技術的安全性を越えたところにある
 - 不確実性に満ちたリスクの受容が求められる。
- 地層処分のリスクを引き受ける者
 - 現在の施設周辺住民・・・HLWの搬入等に伴う汚染リスク
 - 将来の施設周辺住民・・・数千年後に現実化するかもしれない汚染リスク
- リスク受容の意思表示をする主体は？
 - 地層処分の技術的安全性とリスク受容可否について意思表示するのは 将来世代も含めた抽象的な国民である(国会によって代表される)。

地層処分施設はNIMBY施設か？

- NIMBY施設として捉えることの危険性
 - 数千年後の汚染リスクを無視して施設受入れ決定後の数十年間にもたらされる経済的利益を重視する誘惑
 - 電源立地等初期対策交付金；文献調査段階(単年度限度額2.1億円)、概要調査段階(単年度交付金限度額年20億円、期間内交付金総限度額:70億円)
 - 概要調査地区→精密調査地区→最終処分施設建設地の選定
 - 概要調査地区の選定のための文献調査の申請(2007年高知県東洋町)
 - 2020年北海道寿都(すつつ)町が文献調査への応募を検討、神恵内村にも動き。
 - 地層処分施設の長期的なリスクは地域住民の自己の法律上の利益に関わるものではないので、法的利益としては主張する資格がない？

将来世代の受託者としての地域住民

- 普遍的な利益を主張すべき地位にある。
 - 文献調査に応募して最終処分施設の潜在的引受地となった地域は、HLW最終処分に対して最も真剣に向き合う地域として、技術的安全性等について社会的判断をする資格を獲得すると考える。
 - 将来世代の住民の環境利益の代弁者となる資格を有する。
 - 施設周辺の将来世代住民の環境利益は、現在では公益としてしか扱われなく、個人の権利あるいは法的利益として主張する主体を持たない。
 - 潜在的受入れ地域の住民が、将来世代の環境利益を代弁することは、社会的な共感を得やすい。
- 公益としての将来世代の環境利益を代弁する潜在的受入れ地域の住民は、地層処分に対する国民的な社会的受容の水準を反映した判断をすることが期待される。

おわりに

- 安全評価も社会的リスク受容に依存する。
↑数万年単位の地層処分のリスク評価は不確実性に満ちており、技術的な予想の限界を超える。
- 最終処分法による制度的受容を前提に
 - 「地層処分のリスク」と「使用済み核燃料の適切な処分によるリスク低減」との利益衡量の結果として、マクロでは、最終処分法が地層処分の社会的合意として制定された。
- 立地地域の住民によるミクロのリスク受容の位置づけ
 - 数千年後の汚染リスクは現在の住民のリスクではなく、将来世代住民の環境利益＝公益である。
 - これを犠牲にして現在の経済利益を得ることは、世代間倫理に反する。
 - 公益としての将来的環境汚染リスクを主張するとき、国民的な社会的合意のロジックが再登場する。